



東北労働金庫 iDeCo 加入者継続セミナー 2025

～ダイジェスト版～

制作：株式会社フィナンシャル・ラボ

I. iDeCo のしくみ

1. iDeCo の特徴

iDeCo (個人型確定拠出年金) は、自分で拠出した掛金を積立・運用して、原則として 60 歳から 75 歳になるまでの間に、受給を開始できる私的年金制度です。

掛金が全額所得控除の対象になるなど、税制優遇があることが特徴です。

<iDeCo の 3 つの税制メリット>

- ① 掛金が全額所得控除の対象になり、節税効果が期待できる！
- ② 運用益が全額非課税！
- ③ 受給時にも税制優遇あり！



出所：厚生労働省

2. iDeCo の手数料

加入者手数料の内容	支払先	月額 (税込)
① 掛金の収納等に係る手数料	国民年金基金連合会	105 円/回
② 管理手数料	ろうきん	310 円/月
③ 拠出金管理等に係る手数料	日本カストディ銀行	66 円/月
		計 481 円

◆ 受給者 (年金を受け取る方) は、左表②と③の手数料が毎年 2 月に資産残高から差し引かれ、給付の都度、手数料 440 円 (支払先：日本カストディ銀行) が給付金から差し引かれます。

◆ 初回のみ、口座開設手数料 (支払先：国民年金基金連合会) 2,829 円が別途必要です。

①と③にかかる手数料は、どの金融機関で iDeCo の申込みをしても同じ金額です。

2024 年 12 月までは 12,000 円でした

3. 企業年金を導入している会社にお勤めの方の留意点等

- 現在、iDeCo の拠出限度額については、「上限 20,000 円」と「他の企業型 DC の事業主掛金額と DB 等の他制度掛金相当額との合計で 55,000 円以内」という 2 つの制約があります。 👉「4. 今後の制度改正事項」参照
- iDeCo の掛金は、月単位拠出をしなければなりません。

<DB 等の他の企業年金制度の月額制度掛金相当額 (DB 等の他制度掛金相当額) とは>

加入者がそれぞれ加入している DB 等の企業年金ごとの掛金相当額を評価するもので DB 等の規約に記載することとされています。



原則として同じ会社にお勤めの方は、みんな同じ金額です。ただし、固定されているものではありません。

4. 今後の制度改正事項

加入可能年齢の引き上げや、拠出限度額の引き上げなどが予定されています。

【加入可能年齢の引き上げ】

現行の加入要件に該当しない 60 歳以上 70 歳未満の人でも、iDeCo および企業型 DC の加入者・運用指図者であれば、70 歳まで継続して加入できるようになる予定です。

ただし、老齢基礎年金、iDeCo の老齢給付金を受給していない場合に限りです。

【拠出限度額の引き上げ】

	現行（月額）	改正後の予定（月額）
第1号被保険者	6.8万円	7.5万円
企業年金がある第2号被保険者	月額5.5万円から企業型DCの事業主掛金額とDB 等他制度掛金相当額を引いた金額 かつ上限2万円	月額6.2万円から企業型DCの事業主掛金額とDB 等他制度掛金相当額を引いた金額
企業年金がない第2号被保険者	2.3万円	6.2万円
第3号被保険者	2.3万円	変更なし

II. 各種手続きについて

1. 運用実績や拠出限度額等の確認方法

iDeCoの運用実績は、年に1回JIS&Tから送られてくる「確定拠出年金お取引状況のお知らせ」やJIS&TのWebサイトで確認することができます。Webサイトでは、ご自身の拠出限度額を確認することもできます。

出所：JIS&T

- 加入者口座番号：JIS&Tから送られてくる通知書類に記載
- インターネットパスワード：JIS&Tが発行している「パスワード設定のお知らせ」のハガキに記載

2. 転職先に企業型DCがあった場合

iDeCoの個人別管理資産は、転職先の企業型DCや確定給付型企業年金等に移換することができます（ポータビリティ）。



転職先の企業が企業型DCの制度を導入していても、そのままiDeCoの加入者として掛金を拠出し続けることもできます。その際、iDeCo加入者の国民年金に係る被保険者種別や登録事業所の変更手続きなどが必要になります。

公務員等の方は、定年退職などにより雇用形態が変化した場合、第1号厚生年金被保険者に種別が変わる場合があります。

民間の会社に勤務	第1号厚生年金被保険者
国家公務員共済組合	第2号厚生年金被保険者
地方公務員共済組合	第3号厚生年金被保険者
私立学校教職員共済制度	第4号厚生年金被保険者

3. 企業型DCのある会社から転職等をした場合

転職先に企業型DC等の制度があれば、転職先の企業型DCに移換することができます。あるいはiDeCoに移換することもできます。iDeCoに移換した場合、自分で掛金を拠出する加入者になることもできますし、掛金は拠出せずに運用指図者になることもできます。



企業型DCの加入者の資格を喪失した場合、6か月以内に、個人別管理資産の移換等の手続きを行わなければ、その資産は現金化され、国民年金基金連合会に自動移換されます。

4. 所得控除に関する手続き

所得控除の適用を受けるためには、年末調整または確定申告が必要です。会社員・公務員の方の場合は、原則として年末調整による手続きとなり、その他の加入者は確定申告により手続きをすることになります。



所得控除の適用を受ける際に、「小規模企業共済等掛金控除証明書」が必要です。これは、毎年10月頃に国民年金基金連合会からハガキで送られてきますので、手続き時期まで大切に保管しておいてください。

Ⅲ. 運用商品選択のポイント

運用商品を選ぶときは、主に「投資対象」「運用方針」「費用」「過去の実績」を確認するのがよいでしょう。投資対象や運用方針は、原則として運用期間中、変更されることはありません。



あと何年で、どのぐらいまで増やしたいかによって、選択する商品のリスクター
ンが異なってきます。



たとえば、300万円を10年後に320万円ぐら
いに増やしたいということであれば、比較的安定
性重視の投資信託での運用になります。10年
後に500万円になることを目指すということであ
れば、積極的な運用をすることになります。



便利なツールをご活用ください



<https://rokin-ideco.com/lineup/tohoku.html>

最適な商品の配分をシミュレーションすることが可能です。

DCつみたてシミュレーション



ロボアド診断



DC つみたてシミュレーション

https://www.wam.abic.co.jp/wamdc/C642999/plan/plan/item_selection.html?biz_fg_etype=2&biz_id_plancode=xxxxxxxxxxxx003

バランス型ファンドで、年齢を重ねるごとに、積極型タイプのファンドから安定型タイプのファンドに切り替えていくという方法もあります。もちろん、運用商品の選択について、スイッチング等も含め、ろうきんがお客様をサポートいたします。



Ⅳ. iDeCo の受給～受取方法は一時金？年金？

iDeCo の受給方法は、「一時金」「年金」「一時金と年金の併用」から選択できます。

税金に関する具体的な計算は、税理士法に抵触するため、ろうきん職員は行うことができません。

以下の計算例は、簡便的にかなりシンプルにしています。具体的な計算・金額については、税理士等にご相談ください。

1. iDeCo の老齢給付金を年金形式で受け取る場合

- ◆ 年金として受け取る場合、「公的年金等に係る雑所得」として課税
- ◆ 他の公的年金と合算して**公的年金等控除の適用**を受けることができます。

2. iDeCo の老齢給付金を一時金で受け取る場合

- ◆ 一時金として受け取る場合、「退職所得」として課税
- ◆ **退職所得控除の適用**を受けることができます。

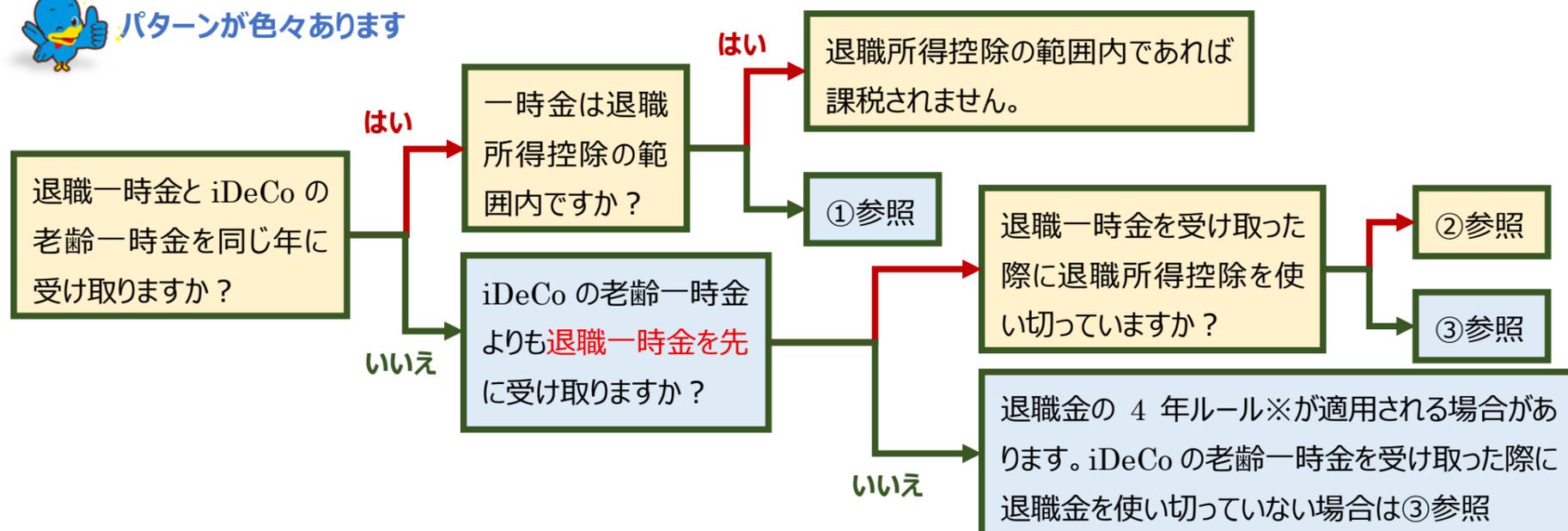
<退職所得控除額の計算式>

勤続年数 20 年以下：40 万円×勤続年数

勤続年数 20 年超：800 万円 + 70 万円×（勤続年数 - 20 年）



パターンが色々あります



※ <退職金の4年ルール>

iDeCoの一時金を先に受け取り、その後5年超後に退職一時金を受け取る場合、iDeCoの一時金受給時にはiDeCoの加入者期間を用いて退職所得控除額を計算し、その後、退職一時金受給時には、勤続年数を用いて退職所得控除額を計算します。

なお、2026年1月1日以降に退職一時金を受け取る場合は、「5年超」が「10年超」に変更されます。

① 退職一時金とiDeCoの一時金を同じ年に受け取る場合（退職所得控除額を超過）

勤続期間	: 40年
iDeCoの加入者期間	: 12年
退職一時金	: 2,300万円 … ①
iDeCoの一時金	: 200万円 … ②

退職所得控除額 = 800万円 + 70万円 × (40年 - 20年) = 2,200万円

① + ② = 2,500万円

退職所得控除の額を超過した2分の1の金額である150万円 (= { (2500万円 - 2,200万円) × 1/2 }) が課税対象となります。

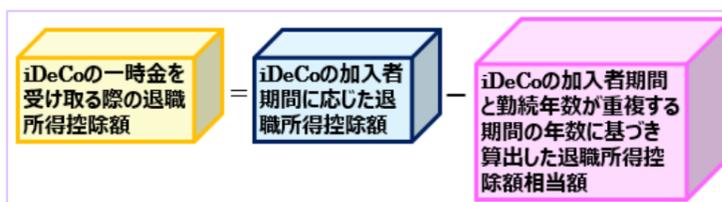


(退職所得控除の額を超えるので) 退職金を受け取る前に、たとえば、60歳から64歳までの5年間で、年間40万円ずつ(計200万円)受給することを検討しようかな。

② 退職一時金とiDeCoの一時金を異なる年に受け取った場合（退職金を使い切っている場合）

退職一時金	: 60歳で受取り（退職所得控除の額をすべて使い切る）
iDeCoの一時金	: 65歳で受取り（加入者期間15年）

退職一時金を受け取った年を含めて20年以内にiDeCoの一時金を受給する場合、iDeCoの退職所得控除の額はiDeCoの加入者期間と会社の勤続期間との重複分を差し引いて計算します。そのため、この事例において65歳の時にiDeCoの一時金を受け取るとすると、iDeCoに関する退職所得控除の額は、加入期間の15年を丸々使って計算した金額ではなく、勤続年数と重複している部分（10年）を差し引いた、5年間分で計算した金額である200万円 (= 40万円 × 15年 - 40万円 × 10年) がiDeCoの一時金を受け取る際の退職所得控除の額になります。



③ 退職一時金とiDeCoの一時金を異なる年に受け取った場合（退職金を使い切っていない場合）

退職一時金	: 60歳で受取り（2,000万円）
勤続年数	: 40年
退職所得控除の額	: 2,200万円
iDeCoの一時金	: 65歳で受取り（加入者期間15年）

みなし勤続年数の計算	
前の退職一時金の収入金額	算式
800万円以下の場合	収入金額 ÷ 40万円
800万円超の場合	(収入金額 - 800万円) ÷ 70万円 + 20

みなし勤続年数 = (2,000万円 - 800万円) ÷ 70万円 + 20 = 37年（1年未満切り捨て）

実際の重複期間は10年ですが、みなし勤続年数とiDeCoの加入者期間の重複期間である7年間を用いて計算します。

iDeCo加入者期間で計算した退職所得控除の額 - 重複期間における退職所得控除の額
 = (40万円 × 15年) - (40万円 × 7年) = 320万円



単純に使わなかった200万円 (= 2,200万円 - 2,000万円)ではなく、320万円が、iDeCoの一時金を受け取る時の非課税枠になるんだね。

残高照会、運用方法、変更手続き等に関するお問い合わせ
 JIS&T Webサイト <https://www.jis-t.ne.jp>
 JIS&T コールセンター 045-650-2525 オペレーター応答サービス 9:00~21:00※（土日祝、12/31~1/3除く）
 自動音声サービス 24時間（システムメンテナンスの時間を除く）

- この資料（動画コンテンツを含む、以下同じ）は、iDeCo加入者または加入をご検討の皆様に対して、iDeCoについて参考となる情報提供を目的として、(株)フィナンシャル・ラボが制作したものです。投資勧誘を目的としたものではありません。当社に無断での複製等を禁止します。
- この資料は、2025年8月12日時点の法令等に基づき作成していますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 今後の年金制度や税制などの改正等によって、この資料の内容と違いが発生する可能性があります。